平成25年	9月	昭和28年9月2日から昭和28年10月1日までに生まれた者	15,020	7,520	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和28年10月2日から昭和28年11月1日までに生まれた者	22,490	15,020	7,520	—	—	—	—	—
	11月	昭和28年11月2日から昭和28年12月1日までに生まれた者	29,930	22,490	15,020	7,520	—	—	—	—
	12月	昭和28年12月2日から昭和29年1月1日までに生まれた者	37,360	29,930	22,490	15,020	7,520	—	—	—
平成26年	1月	昭和29年1月2日から昭和29年2月1日までに生まれた者	44,750	37,360	29,930	22,490	15,020	7,520	—	—
	2月	昭和29年2月2日から昭和29年3月1日までに生まれた者	52,130	44,750	37,360	29,930	22,490	15,020	7,520	—
	3月	昭和29年3月2日から昭和29年4月1日までに生まれた者	59,480	52,130	44,750	37,360	29,930	22,490	15,020	7,520

別表第十九（第五条第一項関係）〔６月間の四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平成25年７月から平成25年10月までの月
前　納　額	22,380円

別表第二十（第五条第二項関係）〔平成25年６月までの期間の全ての四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平　成　25　年			
	３月	４月	５月	６月
前　納　額	円 14,960	円 11,240	円 7,510	円 3,760

別表第二十一（第五条第二項関係）〔平成26年３月までの期間の全ての四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平　成　25　年						平　成　26　年		
	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
前　納　額	円 33,400	円 29,740	円 26,060	円 22,380	円 18,680	円 14,970	円 11,240	円 7,510	円 3,760

別表第二十二（第五条第三項関係）〔平成25年７月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての四分の一保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月			
			平　成　25　年			
			３月	４月	５月	６月
平成	４月	昭和28年４月２日から昭和28年５月１日までに生まれた者	円 3,750	円 —	円 —	円 —
	５月	昭和28年５月２日から昭和28年６月１日までに生まれた者	7,500	3,760	—	—
25年	６月	昭和28年６月２日から昭和28年７月１日までに生まれた者	11,230	7,510	3,760	—
	７月	昭和28年７月２日から昭和28年８月１日までに生まれた者	14,960	11,240	7,510	3,760

別表第二十三（第五条第三項関係）〔平成26年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての四分の一保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前　納　す　る　月							
			平　成　25　年						平成26年	
			７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月
平成25年	８月	昭和28年８月２日から昭和28年９月１日までに生まれた者	円 3,760	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	９月	昭和28年９月２日から昭和28年10月１日までに生まれた者	7,510	3,760	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和28年10月２日から昭和28年11月１日までに生まれた者	11,240	7,510	3,760	—	—	—	—	—
	11月	昭和28年11月２日から昭和28年12月１日までに生まれた者	14,970	11,240	7,510	3,760	—	—	—	—
	12月	昭和28年12月２日から昭和29年１月１日までに生まれた者	18,680	14,970	11,240	7,510	3,760	—	—	—
平成26年	１月	昭和29年１月２日から昭和29年２月１日までに生まれた者	22,380	18,680	14,970	11,240	7,510	3,760	—	—
	２月	昭和29年２月２日から昭和29年３月１日までに生まれた者	26,060	22,380	18,680	14,970	11,240	7,510	3,760	—
	３月	昭和29年３月２日から昭和29年４月１日までに生まれた者	29,740	26,060	22,380	18,680	14,970	11,240	7,510	3,760

別表第二十四（第六条第一項関係）〔１年間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	平成25年４月
前　納　額	4,710円

別表第二十五（第六条第一項関係）〔６月間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	平成25年４月から平成25年10月までの月
前　納　額	2,380円